令和2年葉山町議会第3回定例会提出議案

- 議案 27 令和2年度葉山町一般会計補正予算(第5号)
 - 28 令和2年度葉山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
 - 29 令和2年度葉山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
 - 30 令和2年度葉山町介護保険特別会計補正予算(第1号)
 - 31 決算の認定について(令和元年度葉山町一般会計歳入歳出決算)
 - 32 決算の認定について (令和元年度葉山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算)
 - 33 決算の認定について(令和元年度葉山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算)
 - 34 決算の認定について (令和元年度葉山町介護保険特別会計歳入歳出決算)
 - 35 決算の認定について(令和元年度葉山町下水道事業会計決算)
 - 36 葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

別紙「条例の概要」のとおり

37 財産の取得について

タブレット端末279台を11,796,315円で(株)JMC横須賀支店から取得するもの

報告 6 健全化判断比率の報告について

令和元年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来 負担比率について報告するもの

7 資金不足比率の報告について

令和元年度決算に基づく葉山町公営企業(下水道事業会計)の資金不足比率について 報告するもの

8 専決処分の報告について

葉山町長柄において発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定める専決処分 について報告するもの

別紙 「補正予算案の概略」 のとおり

令和2年度9月補正予算案の概略

(単位:千円)

125 千円

825千円

25,056 千円

	会 計 名	補正前の予算額	補正予算額	補正後の予算額	
一般会計		14,086,632	587,363	14,673,995	
特	国民健康保険	3,396,767	11,994	3,408,761	
別	後期高齢者医療	1,096,198	46,517	1,142,715	
会	介 護 保 険	3,000,024	99,806	3,099,830	
計	小 計	7,492,989	158,317	7,651,306	
	下水道事業会計	2,245,786	0	2,245,786	
	合 計	23,825,407	745,680	24,571,087	

補正予算案の概略

今回の補正予算案は、新型コロナウイルス感染症への対応や、令和元年度歳入歳出決算額の確 定に伴うものを中心に編成しました。

1 一般会計

(1) 歳入

(新型コロナウイルス感染症対策経費の財源については、文頭に(つ)を付しています。)

▶ 地方特例交付金

• 減収補てん特例交付金

		120 113
	• 自動車税減収補てん特例交付金	2,704 千円
	• 軽自動車税減収補てん特例交付金	92 千円
>	地方交付税(普通交付税)	103,601 千円
>	国庫支出金	
	・ 〇子ども・子育て支援交付金	2,000 千円
	• 〇新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	7,500 千円
	• 〇公立学校情報機器整備費補助金	70,817千円
	公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金	35,047 千円
	• ②学校保健特別対策事業費補助金	8,243 千円

▶ 県支出金

• 地方創生推進交付金

• ② 地方創生臨時交付金

• **②**子ども・子育て支援交付金 2,000 千円

▶ 繰入金

• 公共公益施設整備基金繰入金 21,000 千円

• 介護保険特別会計繰入金 65 千円

▶ 繰越金(前年度剰余金)
243,670 千円

▶ 諸収入

• ②学校臨時休業対策費補助金 618 千円

▶ 町債

・ □情報通信ネットワーク環境施設整備事業債

64,000 千円

(2) 歳出

(新型コロナウイルス感染症対策経費)

255,342 千円

▶ 高齢者への支援

14,611 千円

・新型コロナウイルス感染症対策として、併発による重症 化を予防するため、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用 の助成対象年齢の拡充を行う。

▶ 放課後児童クラブ・保育所等への支援

13,502 千円

・児童福祉施設等(子育て支援センター、放課後児童クラブ、 認可保育所等、町立保育園)における新型コロナウイルス感 染拡大防止のための衛生用品や備品整備を行う。 7,500 千円

・学校臨時休業に伴う放課後児童クラブの午前中からの開所に 要した経費等に対し、補助を行う。 6,002 千円

バス・タクシー事業者への支援

2,000 千円

・路線バス・法人タクシー事業者が行う新型コロナウイルス感 染拡大防止対策にかかる経費に対し、補助を行う。

216,784 千円

> 学校に関する経費

・コロナ禍を踏まえ、GIGA スクール構想(小中学校における 1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的整 備)を前倒しして実施する。

*児童生徒 1 人 1 台端末と通信ネットワーク環境の整備 211,332 千円

*スクールサポーターの配置 1,655 千円

・新型コロナウイルス感染症の影響による町立小学校の修学旅 317 千円 行中止に伴うキャンセル代

・臨時休業からの小中学校再開にあたり集団感染のリスクを避 2,795 千円 けるための衛生用品や備品の整備を行う。

・小学校臨時休業中の学校給食食材キャンセル代について保護 685 千円 者負担の軽減を図るため、学校給食会への補助を行う。

> その他の対策経費

8,445 千円

・避難所における新型コロナウイルス感染症の感染対策物品を 購入する。

*簡易間仕切り、簡易ベッド、床マット、LED ランタン

(新型コロナウイルス感染症対策以外の経費) 332,021 千円

▶ 基金積立金

財政調整基金積立金310,000 千円

▶ 土地(普通財産)の購入 21,518 千円

▶ 令和元年度介護保険低所得者保険料軽減負担金の額の確 33 千円 定に伴う国への精算返還金

▶ 家庭用生ごみ処理機購入費補助金の更正増 270 千円

▶ 県指定文化財「新善光寺四脚門及び本堂」の非常用消火ポ 197千円 ンプの修繕に対し、補助金を交付する。

▶ 予備費(歳入歳出額の調整) 3千円

2 国民健康保険特別会計

(1)歳入

▶ 繰越金(前年度剰余金) 19,701 千円

> | 国庫支出金

• 災害等臨時特例補助金 11,560 千円

(2) 歳出

新型コロナウイルス感染症の影響による過年度分の 1,000 千円国民健康保険料還付金の更正増

▶ 予備費(歳入歳出額の調整) 10,994 千円

3 後期高齢者医療特別会計

(1)歳入

▶ 繰越金(前年度剰余金) 46,517 千円

(2) 歳出

▶ 予備費(歳入歳出額の調整) 46,517 千円

4 介護保険特別会計

(1)歳入

>	令和元年度介護給付費交付金の額の確定に伴う社会保	578千円
	険診療報酬支払基金からの追加交付金	
>	繰越金(前年度剰余金)	99,228千円
(2)歳	出	
>	介護保険給付費支払基金積立金	50,000 千円
>		1,430 千円
	介護保険料還付金の更正増	
>	令和元年度介護給付費等の確定による国•県支出金等へ	7,239 千円
	の精算返還金	
>	令和元年度介護保険低所得者保険料軽減負担金の額の	65 千円
	確定に伴う国への精算返還金相当額を一般会計へ繰り	
	出す。	
>	予備費(歳入歳出額の調整)	41,072 千円

一般会計補正予算の内訳

0 #3

〇 歳入 (単位:千円、%) 補正前 補正後 区 分 補正予算額 予算額 構成比 予算額 構成比 町 税 5,678,622 40.3 5,678,622 38.7 地 方 譲 与 税 62,701 0.4 62,701 0.4 0.0 子割交付 金 5,000 0.0 5,000 利 当割交付 0.2 0.2 配 金 32,000 32.000 28.000 0.2 28.000 0.2 株式等譲渡所得割交付金 法人事業税交付金 0.0 0.0 1 1 地方消費税交付金 569,000 4.0 569,000 3.9 ゴルフ場利用税交付金 15,000 0.1 15,000 0.1 0.0 0.0 自動車取得税交付金 1 1 環境性能割交付金 30,000 0.2 30,000 0.2 地方特例交付金 28,500 0.2 2,921 31,421 0.2 地 方 交 付 税 600,000 4.3 103,601 703,601 4.8 交通安全対策特別交付金 4,000 0.0 4,000 0.0 分担金及び負担金 40,991 0.3 40,991 0.3 使用料及び手数料 178,269 1.3 178,269 1.2 支 玉 庫 出 金 4,694,007 33.3 149,488 4,843,495 33.0 県 支 出 金 744,073 5.3 2,000 746,073 5.1 財 収 0.0 産 入 5,924 5,924 0.0 附 0.5 0.5 寄 金 67,200 67.200 繰 4.1 入 金 572,700 21,065 593,765 4.0 繰 越 金 1.4 243,670 443,670 3.0 200,000 諸 収 107,343 8.0 0.7 入 618 107,961 町 債 423,300 3.0 64,000 487,300 3.3 合 計 14,086,632 100.0 587,363 14,673,995 100.0

○ 歳出(目的別) (単位:千円、%)

区	分	補正前		法正 圣答宛	補正後		
		Л	予算額	構成比	補正予算額	予算額	構成比
議	会	費	174,651	1.2		174,651	1.2
総	務	費	4,586,293	32.6	333,518	4,919,811	33.5
民	生	費	4,015,804	28.5	13,535	4,029,339	27.5
衛	生	費	1,259,954	8.9	14,881	1,274,835	8.7
農	林 水 産 業	費	56,156	0.4		56,156	0.4
商	エ	費	311,326	2.2		311,326	2.1
土	木	費	1,371,239	9.7		1,371,239	9.3
消	防	費	652,094	4.6	8,445	660,539	4.5
教	育	費	1,045,190	7.4	216,981	1,262,171	8.6
災	害 復 旧	費	1,000	0.0		1,000	0.0
公	債	費	544,886	3.9		544,886	3.7
諸	支 出	金	95	0.0		95	0.0
予	備	費	67,944	0.5	3	67,947	0.5
合		計	14,086,632	100.0	587,363	14,673,995	100.0

^{*}各表の構成比は、表示単位未満の端数整理により、合計が100%とならない場合があります。

議案第27号参考資料1 第 3 回 定 例 会 令和2年9月10日

新型コロナウイルス感染症対策

肺炎球菌ワクチン予防接種に対する助成事業

葉山町では、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクを軽減するため、肺炎球菌ワクチン接種について、既存事業での補助対象から対象者を拡大し、接種費用の一部助成を実施します。

1 事業の概要

高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種については、国が定める定期接種の対象者(65歳および70歳以上5歳刻みの年齢の未接種者)に対し、接種費用の一部助成を既存事業として実施していますが、今回、新型コロナウイルス感染症重症化予防、重症化リスク軽減を目的に、対象を定期接種非該当者の高齢者(66歳以上の未接種者)に拡大し、接種費用の一部助成を行うことで、高齢者の健康管理と重症化予防を図ります。

また、過去に接種助成券を送付したことのある 70 歳以上の 5 歳刻みの対象者については、既存事業の中では自己申告と希望により窓口にて接種助成券を発行していましたが、今回、これらの未接種者にも個別通知を再度送付することにより、より多くの人に接種していただけるよう併せて取り組みます。

2 対象者

- ① 66 歳以上の定期接種非該当者で未接種者(今回の拡充対象者)
- ② 70 歳以上、5 歳刻みの定期接種対象者 (既存事業対象者)

3 助成する額

- ① 66 歳以上の定期接種非該当者で未接種者に対して、5,240 円の助成。 (今回の拡充対象者)
- ② 70歳以上、5歳刻みの定期接種対象者に対して、6,240円の助成

4 予算合計

14,611 千円

内訳

① の対象者分 10,638 千円 対象者 4,506 人×接種率 45% ≒2,030 人

(予防接種単価 9, 240 円のうち 5, 240 円を助成し、自己負担は 4,000 円) @5, 240×2,030 人=10,637,200 円

② の対象者の増額分

3,120 千円

対象者 1,112 人 (対象者) $\times 45\% = 500$ 人 (接種者増加見込みの人数) (予防接種単価 9,240 円のうち 6,240 円を助成し、自己負担は 3,000 円) @ 6,240 $\times 500$ 人=3,120,000 円

①+②=3, 120, 000 円+10, 637, 200 円=13, 757, 200 円 (13, 758 千円)

③ その他

・通知ブッキング業務委託一式 263,934 円 (税込み)

853 千円

- •会計年度任用職員1名 @1,030×7時間×15日=108,150円
- ・通知用宛名ラベルシール @5,589×1箱=5,589円(税込み)
- ・費用助成券の発送等に係る郵便代@57×8,300 通=473,100 円

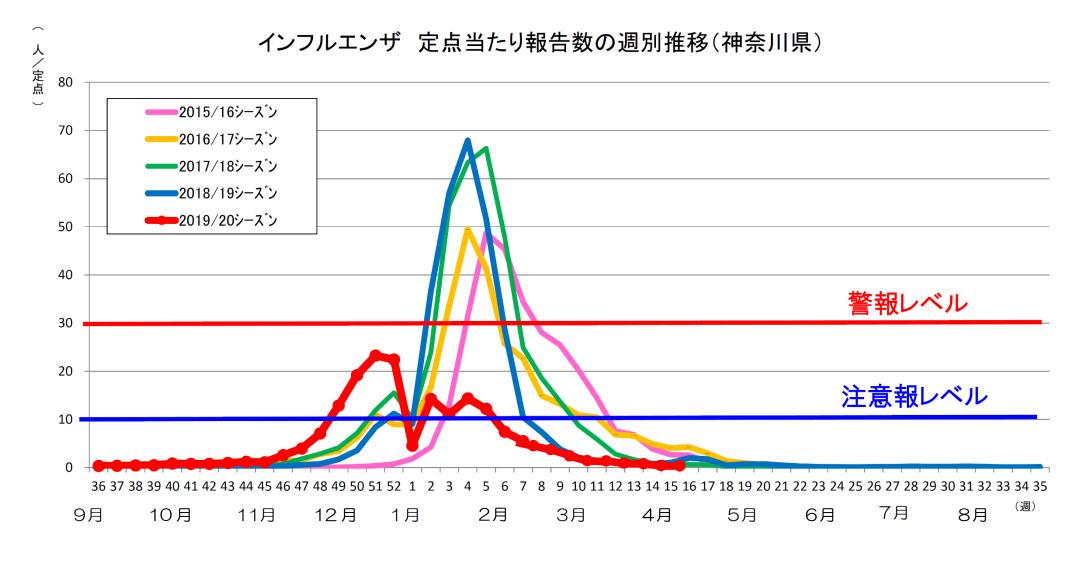
5 見込める効果

現在、葉山町の高齢者(65歳以上)の肺炎球菌ワクチン接種率は概ね45%程度でありますが、今回の助成対象拡充により接種率の向上が予測され、肺炎球菌による肺炎予防が期待できます。

一般的に、ウイルス性肺炎では、弱った肺に細菌がついてしまい、細菌性肺炎を併発することが少なくない、と言われますが、実際に新型コロナウイルス感染症においても、重症者の一定数に肺炎球菌による肺炎合併が認められるとの報告もあり、肺炎球菌ワクチンを接種していることで、新型コロナウイルス感染症との併発による重症化予防が期待できます。

また、肺炎球菌ワクチンの効果は5年から10年、またそれ以上にわたり 持続すると言われており、今後持続する可能性のある、コロナウイルス感染 症の発生継続においても、一時的ではない長期にわたる効果が期待できます。

議案第 27 号参考資料 2 第 3 回定例会 町民健康課 令和 2 年 9 月 10 日



※『神奈川県衛生研究所』発表資料 (2020年第8週以降は、同研究所発表の週報に基づき、町で追記作成)

議案第36号参考資料第3回定例会令和2年9月10日

条例の概要

題名

葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金(以下「傷病手当金」という。)の支給対象となる期間を延長するため、所要の改正を行うこととした。

2 内容

傷病手当金の支給対象となる期間を令和 2 年 12 月 31 日まで延長することとした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。